

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 82

処 分 名	接道義務の特例認定	
処 分 の 概 要	敷地と道路とが接しないことを特例的に認定する。	
根 拠 法 令 名	建築基準法(昭和25年法律第201号)	
条 項	第43条第2項	
所 管 課	建築指導課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1か月	
標準処理期間	計	1か月
判断基準	<p>建築基準法施行規則第10条の3の1項及び3項に規定する、国土交通省令で定める基準に適合する道及び建築物で特定行政庁が認めたもの。</p> <p>【根拠法令等】 建築基準法 (敷地等と道路との関係) 第43条 第1項 建築物の敷地は、道路(次に掲げるものを除く。第四十四条第一項を除き、以下同じ。)に二メートル以上接しなければならない。 一 自動車のみ交通の用に供する道路 二 地区計画の区域(地区整備計画が定められている区域のうち都市計画法第十二条の十一の規定により建築物その他の工作物の敷地として併せて利用すべき区域として定められている区域に限る。)内の道路 第2項 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。 一 その敷地が幅員四メートル以上の道(道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。)に二メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの</p> <p>建築基準法施行規則 (敷地と道路との関係の特例の基準) 第十条の三 法第四十三条第二項第一号の国土交通省令で定める道の基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。 一 農道その他これに類する公共の用に供する道であること。 二 令第四百四十四条の四第一項各号に掲げる基準に適合する道であること。 2 令第四百四十四条の四第二項及び第三項の規定は、前項第二号に掲げる基準について準用する。 3 法第四十三条第二項第一号の国土交通省令で定める建築物の用途及び規模に関する基準は、延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計)が二百平方メートル以内の一戸建ての住宅であることとする。</p> <p>(認定申請書及び認定通知書の様式) 第十条の四の二 法第四十三条第二項第一号、第四十四条第一項第三号、法第五十五条第二項、法第五十七条第一項、法第六十八条第五項、法第六十八条の三第一項から第三項まで若しくは第七項、法第六十八条の四、法第六十八条の五の二、法第六十八条の五の五第一項若しくは第二項、法第六十八条の五の六、法第八十六条の六第二項、令第三百三十一条の二第二項若しくは第三項又は令第三百三十七条の十六第二号の規定(以下この条において「認定関係規定」という。))による認定を申請しようとする者は、別記第四十八号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、特定行政庁が規則で定める図書又は書面を添えて、特定行政庁に提出するものとする。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。